

議題 1

広域化後の国保運営と平成 30 年度予算（案）及び国民健康保険料の改定（案）について

1 平成 30 年度の国保特会

【歳入】 (単位：億円)				【歳出】 (単位：億円)				
区分	H29 (a)	H30 (b)	増減(b)-(a)	区分	H29 (a)	H30 (b)	増減(b)-(a)	
国民健康保険料 B'	229.6	197.3	▲ 32.3	総務費	11.9	12.6	0.7	
法定繰入金	61.7	59.2	▲ 2.5	保険給付費 A	676.9	654.2	▲ 22.7	
法定外繰入金	ルール分	2.9	6.8	3.9	納付金 B	-	247.4	247.4
	収支不足分	23.8	0	▲ 23.8	保健事業	8.0	9.0	1.0
県支出金 A'	53.2	659.4	606.2	その他(後期高齢者支援金、介護納付金、共同事業拠出金等)	425.8	1.7	▲ 424.1	
その他(国庫支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金等)	751.4	2.2	▲ 749.2	計	1122.6	924.9	▲ 197.7	
計	1122.6	924.9	▲ 197.7					

※参考：被保険者数 H29:235,000人 → H30:208,379人 (▲26,621人、▲11.3%)
 法定外繰入金収支不足分の解消…①公費の拡充、②給付費を全額、県が負う

2 広域化により生じた国保特会予算の主な変更点

- 給付費 A は全額、県から交付金 A' が交付される。
 ⇒ 給付や被保険者増のリスクを当該年度の保険料で負う必要なし
- 拡充された公費のほとんどが県に入る構造になり、市会計はシンプルになり、給付費を賄う保険料から県に支払う納付金 B を賄う保険料 B' となった。
 国保特会予算総額 H29 1,123 億 H30 925 億 (17.6%減)
- 赤字繰入の解消=保険料決定プロセスの変更(一般会計の繰入にとらわれない構造への転換)
 →一般会計からの赤字繰入(第2期国保アクションプランでは実質収支比率を毎年0.2%改善)がなくなる。告示方式に則り、条例の規定に基づき保険料所要額を算定し、保険料率を決定。

⇒ 広域化により、給付や被保険者数の状況に左右されない強固な会計構造に移行
 公費拡充等により、赤字繰入がなくなる。→ 納付金の増減=保険料の増減

3 保険料改定(案)の内容

(1) 料率

県が示した納付金を元に保険料所要額を算出し、条例の規定に従い、保険料率改定(案)を作成した。
 なお、賦課限度額について、医療分を4万円引き上げて、現行の89万円から93万円とする。(政令改正)

区分	H30料率			H29料率		
	医療	支援金	介護	医療	支援	介護
所得割	6.60%	2.17%	2.12%	6.71%	2.22%	2.25%
均等割	19,320円	6,360円	9,720円	19,560円	6,480円	10,320円
平等割	25,200円	8,160円	7,080円	25,800円	8,520円	8,160円
賦課限度額	58万円	19万円	16万円	54万円	19万円	16万円

(2) 1人あたり平均保険料(年額)

区分	H30平均保険料(A)	H29平均保険料(B)	増減(A-B)
医療・支援	90,275円	91,539円	▲1,264円 (▲1.4%)
医療・支援・介護	99,090円	101,034円	▲1,944円 (▲1.9%)

(3) 標準保険料について

改定(案)は、県が示した標準保険料よりも約4,000円低い。差の主要因は、標準保険料は保険料の軽減に対する一般会計からの繰入れ(公費充当)を含むことによるものである。

H30平均保険料(A)	標準保険料(B)	差(A)-(B)
99,090円	103,175円	▲4,085円

4 国民健康保険料の今後の見込について

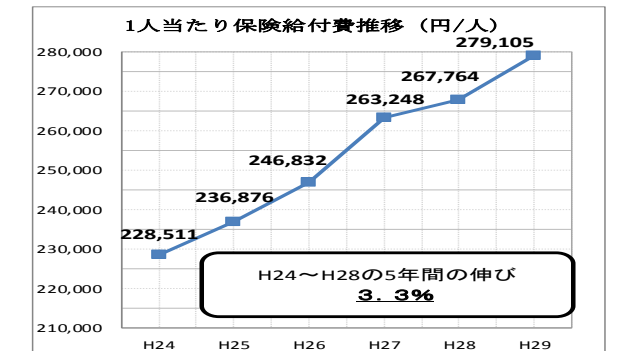
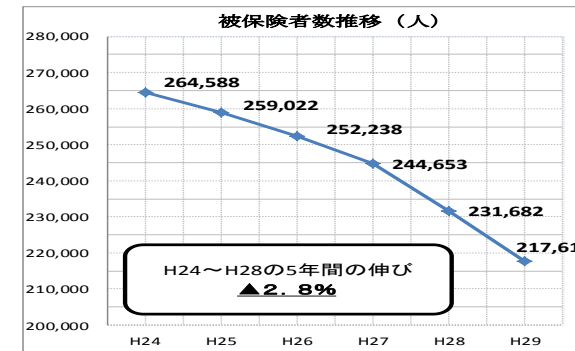
(1) 現状

被保険者は後期高齢者医療制度への異動などにより減少傾向、1人あたり保険給付費は高齢化や医療の高度化により増加傾向であり、今後もこの傾向が見込まれる。なお、県も同様の傾向がみられる。

(2) 保険料の設定のしくみ【条例改正】

市は県が示す「県内の給付費等から算出する納付金」を支払うために、独自に保険料を定めることとなる。従って、市は県内給付費の増に伴い、増額となる納付金の支払いのために、保険料をプラス改定する必要がある。

H29 まで：保険給付費等の歳出やそれに伴う公費などの歳入を勘案して算定
 H30 以降：県に支払う納付金を基に算定



※平成 31 年度以降の改定は、毎年 3%前後のプラス改定となる見込みである。追加公費は平成 30 年度に反映済のため、今後は 1 人あたり給付費の伸びに伴って保険料がプラス改定となることが見込まれる。

5 低所得者に対する負担軽減措置

(1) 保険料の法定軽減措置

軽減措置の所得基準を景気の動向に合わせて調整する。(7割軽減を除く)
 国民健康保険法施行令の改正に基づき、条例改正の予定。
 なお、軽減には、成人の世帯員全員の所得申告が必要のため、未申告者に対する申告勧奨に引き続き努める。
 【調整の内容】

区分	所得基準	調整の対象世帯数	該当世帯数(H29.10.20現在)
2割軽減	現行	33万円+(49万円×被保険者数)以下	約800世帯
	調整後	33万円+(50万円×被保険者数)以下	
5割軽減	現行	33万円+(27万円×被保険者数)以下	約400世帯
	調整後	33万円+(27.5万円×被保険者数)以下	
7割軽減	変更なし	33万円以下	35,175世帯

調整の対象世帯は約1,200世帯。拡大は5年連続。

【2人世帯における軽減措置の所得基準額】

区分	調整後	現行
2割軽減	133万円以下	131万円以下
5割軽減	88万円以下	87万円以下
7割軽減	33万円以下(変更なし)	

(2) 本市独自の減額措置

改定による低所得者の負担増に配慮し、所得200万円未満の世帯に対し、市独自の1割減免を引き続き実施する。

世帯数	減免金額
約29,200世帯	約195百万円